

小児慢性特定疾病医療費助成制度における

「指定医」の申請手続きについて

指定医の指定を受けるためには、医師が主に勤務する医療機関の所在地である都道府県（政令・中核市の場合は当該市）へ申請いただく必要があります。主として勤務し診断を行う医療機関の所在地が岐阜市である場合は、岐阜市に申請手続きが必要です。

1. 小児慢性特定疾病指定医の要件・職務

【要件】

疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験を有する医師であって、以下の①②のいずれかの要件を満たし、診断書の作成を行うのに必要な知識及び技能を有すること。

①関係学会が認定する専門医（厚生労働大臣が定める機関が認定する専門医）の資格を有すること。

②都道府県等が行う研修を修了していること。

研修希望者は厚労省運営するWeb研修を受けていただくことになります。

※小児慢性特定疾病指定医研修サイト(<https://www.sdtweb.jp/>)

【職務】

（１）小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。

（２）疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究の推進に協力すること。

2. 申請手続

＜提出書類＞

（１）「小児慢性特定疾病指定医申請書兼経歴書」（指定医氏名は、自署または記名押印してください。）

※主たる勤務先の医療機関以外に医療意見書を作成する場合には、裏面の勤務先医療機関欄の記入をしてください。

（２）医師免許証の写し

（３）専門医の資格を証する書面又は指定医研修を修了したことを証する書面（印刷した修了証）

＜申請先＞

主として診断書の作成を行う医療機関の所在地を管轄する都道府県、指定都市、中核市１か所。

小児慢性特定疾病の診断を行う主な勤務地（医療機関の所在地）が岐阜市の場合は岐阜市に申請してください。

【提出先】

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地

岐阜市保健所 地域保健課

※郵送の場合、「小慢指定医申請書在中」と記載してください。

・指定医として指定された場合は、岐阜市から申請者あてに指定通知書を送付します。

・指定医の指定は、5年ごとの更新制となります。

次ページもご覧ください

3. 申請事項の変更について

- ・「小児慢性特定疾病指定医申請書」記載事項のうち、以下のものについて変更があった場合は、指定通知書を交付した岐阜市長に対して届け出る必要があります。
変更があった事項等・主に勤務する医療機関(医療意見書を作成するところに限る)
 - ・氏名（婚姻等により姓が変わった場合）
 - ・住所

4. 指定医の指定辞退

- ・指定医は、60日以上予告期間を設けて、指定を辞退することができます。

5. 指定医の指定取り消しについて

- ・岐阜市長は、指定医について不適切な医療意見書を作成しているなど、その職務を行わせることが不適切であると認められる場合には、その指定医の指定を取り消すことができます。

6. 指定医の公表について

- ・指定医として指定された場合は、氏名、勤務先の医療機関名、担当する診療科名をホームページ等にて公表します。また、申請事項の変更及び指定の取り消しを行った場合も同様に公表します。

【問合せ先】

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地

岐阜市保健所 地域保健課

電話：058-252-7191 / FAX：058-252-0638

●指定医指定申請についてのQ&A●

- Q1 所在地が岐阜市内にある医療機関に勤務し主に医療意見書を記載しているが、愛知県の医療機関でも医療意見書を記載している場合は、両方に申請が必要か？
- A1 指定医の申請は、主に勤務し医療意見書を作成する医療機関の所在地がある自治体への申請1か所となるため、この場合は岐阜市への申請となります。愛知県など他の医療機関は申請書裏面に記載をお願いします。
- Q2 関係学会が認定する専門医（厚生労働大臣が定める機関が認定する専門医）の学会とは？
- A2 小児慢性特定疾病情報センターのホームページ「制度運用」欄で確認できます。
(<https://www.shouman.jp/institution/specialist>)
- Q3 指定医の申請は、郵送受けも可能か？
- A3 郵送での受け付けも行います。1ページの提出先（地域保健課）に送付してください。